

令和6年度 第2回 大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会

日時：令和7年3月12日（水）

午後2時～午後4時

場所：西成区役所 4階 4-6 及び 4-8 会議室

開会

（岩田障がい者施策部長：開会挨拶）

（委員紹介）17名中16名参加

（資料確認等）

藤井部会長：

それでは次第に従いまして議事を進めて参りたいと思いますが、議事の円滑な運営にご協力の方お願いいたします。

また事務局からもありましたように、ご発言の際には必ずマイクをご使用の上、お名前を言っていただいてからゆっくりとお話をいただきますようお願いいたします。

Web参加の方も同様に、ゆっくりとお話いただくようよろしくお願いいたします。初めに議題に入ります前に、今回新たにご就任いただきました、後藤委員から一言いただきたいと思います。

後藤委員《あいさつ》

藤井委員：

ありがとうございました。

どうかこれから忌憚のないご意見をちょうだいして参りたいと思いますので今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題1としまして、令和6年度第1回障がい者差別解消支援地域協議部会の結果についてということで、内容について事務局より説明の方お願いいたします。

《森企画調整担当課長代理：【資料1について説明】》

藤井部会長：

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様からご意見、質問をいただきたい

と思います。

古田委員：

古田です。皆さんこんにちは。

障がいのある人が入居拒否されるような事例がまだ続いています。セーフティネット法が改正されますが、居住支援法人というのがありまして、障がいのある人をサポートするような事業所ですが、今、障がい福祉サービスの事業所で、利益だけが目的のような事業所が出てきています。マンションに利用者を囲い込んで、在宅で日中活動をさせて、その作業をやめたいと言うと、マンションから出ていくと言われる、というような事例も出てきていますので、そのあたりのことも視野に入れて、住宅部局と連携して周知していただけたらと思います。

また、市営住宅での自治会とのトラブルにつきましては、これからも出てくる可能性があります。精神障がいの方はなかなかしんどい部分を理解されにくく、自治会活動ができるだろうと言われ、追い込まれてトラブルになってしまったり。

精神障がいということを近所の人に知られたくないという事情もありますので、障がい名は伏せたうえで、個別に適切に対応いただけたらと思っていますので、よろしくお願いいたします。

藤井部会長：

はい、ありがとうございます。

今のお話について何か事務局からございますでしょうか。

森企画調整担当課長代理：

障がい福祉課の森でございます。

住宅分野の啓発につきましては、関係部局とも相談をしながら進めていきたいと思っています。

また、市営住宅の件につきましては、障がいがあることを伏せて対応するということは、難しい部分がありますが、個別にどこまでは話してもいいかとか、個別に対応していく必要があると思っていますので、引き続き考えていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

藤井部会長：

ありがとうございます。

セーフティネット法の改正をひとつの区切り、きっかけにしながら、今後の対策について検討していくというところだと思いますし、自治会でのトラブルにつきましては、おそらく今後も出てくると考えられますので、引き続き対応について考えていただ

きたいと思います。

では次に議題2、相談窓口における対応状況につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

《森企画調整担当課長代理： 【資料2について説明】》

藤井部会長：

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、先ほどの資料1の内容も含めまして、委員の皆様からご意見ご質問があればいただきたいと思いますのですが、ございますでしょうか。

古田委員：

古田です。

今回出ている相談事例は9件ですが、前回、ひとつひとつの相談事案にどのように対応したのかがわかりにくい書きぶりになっているという意見もありましたので、今回、わかりやすく詳しく書いていただけて、良くなったと思っています。今後も引き続きお願いいたします。

いくつか気になったことをお伝えさせていただきます。

まずのウの事例です。これはこちら側も把握している事例でして、ナースコールが押せない重度の身体障がいのある方が、声を出して看護師を呼んだことで、個室に移されてしまい、その個室料を取られたという事例です。

それはよくないのではないかとということで、言わせていただきました。ナースコールを押せないということに対して、どのように合理的配慮をすべきかという検討が必要だったにもかかわらず、個室料を取られてしまった。障がい者基幹相談支援センターから病院側に話をしたところ、個室料については返金いただきました。

普段の通院や予定された入院のときは適切に対応されていたようですが、今回は緊急入院ということで、別の部署からの入院になり、これまでの情報が共有されていなかったということで、申し訳なかったというお話でした。

医療機関に関しては他にもありまして、ごはんを薬を振りかけるということがまたありました。また、薬の管理がとても厳しくなっているようで、一錠一錠きちんと飲んでいくかということを厳密にチェックされるようになっていきます。確認するときに看護師が薬を落としてしまって、でもそれをそのまま飲ませてしまうという事例もありました。他にも、忙しいのか、おむつ交換を長時間放置されてしまうという事例もあります。

今日、配付していただいている医療機関向けの啓発チラシですが、大阪府で作成いただいたものです。ここに書かれているのは実際にあった事例です。

いろいろありますが、精神障がいのある人や知的障がいのある人は個室でないと入院を受け入れてくれない医療機関がまだまだあり、その差額ベッド代を請求されるという事例も多くあります。医療機関側の都合で個室を勧める場合は、差額ベッド代は取らないように配慮いただきたいということ、また、入院を拒否するようなことはあってはならないということを示していただきました。

令和6年4月に報酬改定がありましたので、裏面を修正いただいています。

これまで入院中に重度訪問介護を利用できるのは区分6の方だけでしたが、区分4の方から使えるようになりましたので、その点を修正いただきました。

また、入院時に医療機関と連携をしっかりとしようということで、情報連携シートが厚労省から示されています。本人の身体状況や、配慮してもらいたい内容や意向について書き込めるシートです。このときの連携加算は相談支援事業所や重度訪問介護事業所に出るようになっていきます。医療機関にも連携加算があります。ですので、医療機関の協力をお願いしますという内容も入れていただき、11月に新たに発信していただきました。

大阪市の障がい者差別解消のホームページは、これまで作成した啓発チラシをすべて載せていただいております、非常にわかりやすいのですが、この大阪府が作成した医療機関向けの啓発チラシにつきましても、目立つように掲載していただきたいと思います。また、保健所と連携して、各医療機関のスタッフまで伝わるように周知を徹底していただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

次にオの事例です。化学物質過敏症ということですが、精神障がいのしんどさも持っているような気がします。精神症状による生きづらさも感じます。住民とのトラブルがエスカレートするようでしたら、本人の同意は必要ですが、障がい者期間相談支援センターにつないでいただくということもご検討いただければと思います。本人の主訴はあるものの、それとは別のところで課題やしんどさが隠れているということもよくありますので。

次に幼稚園の事例です。以前2023年に幼稚園・保育園向けの啓発チラシを作成いただいています。今回の事例の幼稚園がこの啓発チラシを見ていたかどうかということも気になりますし、2年ほど前に配布したものですので、あらためて周知をしていただき、各園の職員ひとりひとりに伝わるようにお願いしたいと思います。

それから、クの事例です。もともとはじめにいただいていた資料の書きぶりでは良くないのではないかとということで今回資料差替えとなっています。

B型肝炎の方のスポーツクラブの利用についてということですが、はじめの資料では、「障害者差別解消法の対象に当てはまるかどうかは、詳しい状況を聞き取ったうえでの判断となるということ、一律に断るということは法の趣旨に反する考え方であ

り、個別の状況を聞き取っていただき、どうすれば利用できるかという観点で個別に検討していただきたい」という内容でした。

ですが、それではB型肝炎というだけでそこまであれこれ聞かれないといけな
いのかということになります。まず、日常生活で感染することはありませんし、
いちいち何かに感染してますかとか聞くわけないと思います。もし転倒したり怪
我をしたときに出血してしまった場合は、手袋をはめて対応すればいいだけのこ
とですし、それはどの人にも当てはまることです。花瓶に対応するようなことが
内容に話をしていただきたいと思います。この器具が危ないから使用しないよう
にと言われてしまうと、また差別がうまれてしまうと思います。

その点少しご検討いただけたら。

藤井部会長：

ありがとうございます。

いろいろご意見いただきましたが、まず、医療機関向けの啓発チラシを市のホーム
ページに見やすく掲載してほしいということにつきまして、事務局からいかがでしょ
うか。

森企画調整担当課長代理：

障がい福祉課の森でございます。ご意見ありがとうございます。

大阪府が作成した医療機関向けの啓発チラシについてですが、今現在大阪市のホー
ムページにも載せていますが、リンクを貼るということにとどまっていますので、も
う少しわかりやすいように、見てもらいやすいように、工夫していきたいと思ってい
ます。

保健所と連携して、各医療機関へ周知をとということにつきましては、今後検討して
いきたいと考えています。

藤井部会長：

ありがとうございます。

次に化学物質過敏症のある方の事例ですが、精神的なしんどさも持っているのでは
ないかというコメントが古田委員からもあったところです。これにつきまして、潮谷
委員、いかがでしょうか。

潮谷委員：

そうですね、背景として、「孤立」ということもあるのかと思いますので、差別解
消法上の対応だけでなく、障がい者基幹相談支援センターに繋がったのかどうかとい
うことは気になるところです。

そのあたり、もし事務局の方で把握されていることがあれば、教えていただけますでしょうか。

森企画調整担当課長代理：

障がい福祉課の森でございます。

今ご意見いただきました、化学物質過敏症の方の事例ですが、障がい者基幹相談支援センターには繋がっていない事例です。今、ご意見をお聞きして、そのような動きも考えていきたいと思ったところでございます。

藤井部会長：

ありがとうございます。

その方の背景の部分も踏まえた対応が求められるというご意見だったかと思えます。

次に幼稚園の事例ですが、何かご意見、コメントございますでしょうか。

潮谷委員：

東大阪大学の潮谷です。

以前も保育園や幼稚園での障がい者差別に関する相談があったかと思えます。それに伴って啓発チラシの作成もしていただきましたが、古田委員もおっしゃるようにその啓発チラシについて、どこまでご存じだったかということは気になります。また、作成した啓発チラシは事業所向け、職員向けのものだったかと思えます。

それだけではなくて、利用者に対しての啓発チラシも必要だと感じます。相談できる窓口があるということが伝わるような内容のものが園に掲示されているというのは効果的だと思います。

藤井部会長：

他よろしいでしょうか。

長谷川委員：

長谷川です。

この幼稚園の件ですが、生活発表会のシーズンは、親御さんからこういった訴えというか悩みをよく聞きます。

ここに書いていただいている内容で対応していただけて、いい結果になったとは思いますが、発表会といいますと、今までにあった形をなかなか崩すことが難しいという既成概念といいますか、そういうのにとらわれている先生が多いなという印象があ

ります。例えば「楽器を演奏したがる」という事象だけをとらえると「楽器が嫌いなんだ」ととらえることもあります。そこから「楽器が嫌でも他のことならできるのではないか」とこういった発想の転換ができる先生もおられますが、すべての先生がそのようにとらえられるのかは難しいなと思う場面があります。ですので、研修がすごく大事になってくると感じます。

音に対する過敏性がある子の特性はこうだとか、そういった特性を知るための研修も大切だと思いますが、そこからこういった対応がありますよとか、こういった方法もありますよとか、具体的な内容を入れることで、そこから発想していけるようになるのではないかと、保護者の方の話を聞いていて思うことはたびたびありました。

保護者の方から思っていることをなかなか伝えにくいということもありますので、やはり研修を勧めていただいて、柔軟な考え方を先生に持っていただき、どうしたら参加できるかという観点に立ってもらって、対応していただければうれしいと思います。

北野委員：

北野です。

長谷川委員のおっしゃるとおりで、今までの決まったパターンの中でないといけな、それができないのであれば参加させないというのは、インクルーシブの考え方に反しますので。

本人が楽器を演奏したがる」と書いていたと思いますが、これはその場の雰囲気もあると思います。間違っはいけないという雰囲気の中でやるように言われても気分が乗ってきませんので、まずは気持ちの乗りやすい雰囲気をどう作るか、工夫が必要です。

藤井部会長：

事務局から、いかがでしょうか。

大北企画調整担当課長：

企画調整担当課長大北です。よろしくお願いいたします。

潮谷委員から、保育・教育分野の啓発チラシにつきまして、利用者向けのチラシの作成も検討いただきたいとご意見いただきましたが、私どもも、園で不当な差別的取り扱いがあってはならないと思っていますので、今後こういった形で周知・啓発ができるか、十分に考えて検討してまいりたいと思います。

その際には、委員の皆さまのご意見も賜りながら検討していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

森企画調整担当課長代理：

障がい福祉課、森と申します。

保育・教育分野の啓発チラシですが、保育園と幼稚園、それぞれ公立、私立の園に配布させていただきましたが、今回の事例の園はこの啓発チラシのことが伝わっていませんでした。しっかり見ていただくことが大事だと思いますので、再配布のお話もありましたが、考えていきたいと思っています。

また、長谷川委員からご意見いただきましたが、確かに今回の事案も、完璧さを求めると言いますか、完成度の高いものを求めていく中で、生じてしまったことでした。

研修をすることでどう対応していくのか考えるきっかけになると思いますし、後ほどご説明させていただく話にはなりますが、昨年度から出前講座を実施していますので、障害者差別解消法のことや合理的配慮のことをしっかりと伝えていきたいと思っています。

藤井部会長：

ありがとうございます。

長谷川委員がおっしゃるように、どうしたら参加できるのかという発想を持つことが大事だと思います。

障害者差別解消法はこれまでのパターン、慣例を問い直すということも趣旨としてあると思いますので、そのことも含めて今後の対応について検討していく必要があるのかと感じます。

次にクのB型肝炎の事例ですが、世間の理解がまだまだ足りないということだと思います。後藤員、何かコメントございましたらお願いいたします。

後藤委員：

正直これが差別に当たるかどうか、非常に難しいと思います。

まずスポーツクラブのその活動が、日常生活に当たるかどうかというところが一番だと思います。

B型肝炎に関して簡単にご説明さしてもらいますと、例えば出血してる人の血、血液を傷のついた皮膚で触ったり、目の結膜に混入した場合、大体約3割近くが感染する可能性があります。実際死亡する例もありまして、基本的には医療従事者ほぼ全員と言っていいほどの方が、B型肝炎のワクチンを打っています。

それほど実は、危険なウイルスでありまして、もちろん会話したり、一緒にお食事したり、お風呂入ったり、そういったことではうつりませんが、このスポーツクラブがどれほど出血する可能性があるのか、もちろん出血したときに手袋をして対応することで感染をおさえることはできますが、じゃあ目に入らない保障があるのかとか、そういったことを考えますと一概に差別だと言い切るのは難しいと思います。

スポーツクラブは医療機関とは違いますので、どこまで感染予防ができるのかとか、従業員が全員B型肝炎のワクチンを接種することが必要なのかということにもなりますので、難しい問題だと思います。

藤井部会長：

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

古田委員：

古田です。

感染症にかかっていたら、いちいちその店に行くのに自己申告しないといけないのかとか、いろいろ聞かれないといけないのかというと、やっぱり違うと思いますので、過敏に反応すべきではないということで、感染症への理解をしていただくように周知についてご検討いただけないかと思います。

藤井部会長：

ありがとうございます。

森企画調整担当課長代理：

障がい福祉課の森でございます。

B型肝炎について、過敏になりすぎないようにということでご意見いただいたのかと思っています。今回障害者差別解消法の話としてご相談をいただきましたが、まずは、感染症に対する理解が重要ですので、周知・啓発について考えていきたいと思っております。

藤井部会長：

ありがとうございます。まずは感染症に対する理解を、という話でございました。

障害者差別解消法では、建設的対話を大事にということですので、どうしたらいいのかということに対話をしながら一緒に考えていくということをお願いしたいということを改めて考えていたところでございました。

では、次の議題の方に移って参りたいと思います。

続いて、議題3「令和6年度、研修啓発等の実績について」事務局から説明をお願いいたします。

《森企画調整課長代理：【資料3の説明】》

藤井部会長：

ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様からご意見ご質問いただきたいと思います。何かございますでしょうか。

潮谷委員：

東大阪大学の潮谷です。

あいサポート研修につきまして、受講者がたくさん増えてきているという印象がありますが、今年度から心のサポーター養成研修事業も行っていますので、そちらも研修実績として入れてもいいような気がしています。いかがでしょうか。

野田課長：

こころの健康センターの野田です。ご意見ありがとうございます。

おっしゃるように、令和6年度から、心のサポーターの養成事業というのを始めておりまして、これも差別解消につながるような取り組みのひとつですので、また報告させていただくようにしていきたいと思います。ありがとうございます。

藤井部会長：

はい。ありがとうございます。

いろいろな研修・啓発を実施しているという印象です。

先ほどの議題にもありましたが、事業者からの相談が増えているということでした。前向きに考えていただいているということかと思っていますが、大畑委員、事業者として研修についてのご意見だったり、何かありますでしょうか。

大畑委員：

ロイヤルホテルの大畑と申します。

新入社員向けの研修で、障がいのある人の理解について、時間をとって研修をしています。市で出前講座を実施しているということもありますので、私どもも積極的に参加していきたいと思っています。

藤井部会長：

ありがとうございます。積極的なご意見をいただきました。

道藤委員、いかがでしょうか。

道藤委員：

道藤でございます。

私ども、店舗数が60～70店舗ありますので、一斉に従業員を集めて研修をすると

いうのは難しいですが、eラーニング形式など、さまざまな形があると参加しやすいかと思っています。また、企業単体ではなくて、協会や団体単位で実施することもひとつの方法かもしれません。

藤井部会長：

貴重なご意見ありがとうございます。

他によろしいでしょうか。

手嶋委員：

まだまだエレベーターのついていない飲食店はたくさんあります。

新しく建てる店舗はバリアフリーのことも考えて建てていくとは思いますが、もともとエレベーターがない店舗について、どうしていけばいいのか苦慮しています。お金の面でできないこともあろうかと思いますが、合理的配慮が義務化になっていることを民間事業者がどこまでわかっているのかということも気になります。

みなさまのご意見を聞いてみたいと思います。

藤井部会長：

ありがとうございます。

北野委員いかがでしょうか。

北野委員：

北野です。

古い建物で、バリアフリーが整っていない建物はよくあります。障がいのある方がそのような建物を利用する際、合理的配慮を提供することは求められますので、簡単な方法から少しずつ前に進めていくことはしていただきたいと思っているところです。

藤井部会長：

ありがとうございます。

やはり大事なのは対話になります。事業者側の事情もしっかり聞いて、対話をしながら前に進めていくことが重要だと理解しています。

辻川委員、いかがでしょうか。

辻川委員：

辻川です。合理的配慮というのは、気遣いということではなくて、障がいのある人が社会参加をするために、社会的障壁を除去するためのいろいろな方法ということに

なります。過重な負担にならない範囲でということにはなりますが。でも基本的には、社会参加をするためにどうすればいいかということを考えていただくことが非常に重要になって、そのために、建設的対話が重要になります。ですので、0か100かではなく、どの部分がいいのかということを調整していくことが非常に重要だと思います。基本は、障がいの有無にかかわらず、誰もが分け隔てなく社会生活が送れるということにあるので、それに向かって、みんなで考えていくことが重要なので、その理解が広まっていけばいいのかなと思います。

藤井部会長：

ありがとうございました。

そうしましたら、議題4「その他」について事務局から何かございますでしょうか。

森企画調整課長代理：

議題4は特にございませんので、よろしくお願いします。

藤井部会長：

ありがとうございます。

山野内委員からご発言があるということですので、お願いいたします。

山野内委員：

大阪シティバスの山野内でございます。

先ほど研修・啓発活動のお話でしたが、弊社では、いわゆる現場のバスの営業所の社員には、「サポート介助士」という資格を全員取らせることにしています。障がいのある方の対応の仕方とかそういったことをしっかり身につける勉強させるということになっています。

実は先日、区の障がい者基幹相談支援センターの方から、障がいのある方から申し入れがあったという連絡を、受けています。

事務局が存じていなかったら申し訳ないのですが、今現在事実確認の調査を、弊社でもやっているところです。最終的にバスをご利用いただいたということですが、不快なお気持ちになられたということでお申し出があったと聞いています。

研修のお話もありましたが、新規採用者の研修で障害者差別解消法や合理的配慮の話もしています。気持ちよくバスをご利用いただくために、どれだけ寄り添えるか、ご本人がどのような対応を望まれているのかを考えて対応するように教えてきていますが、残念ながら、今回お申し出があったという事実がございましたので、またこの部会で報告がありましたら、詳細をご説明させていただきますが、事前にご報告さ

せていただきます。

藤井部会長：

ありがとうございました。

では、最後に辻川副部会長から本部会の総括をお願いしたいと思います。

辻川委員：

本日も活発な議論やご意見をいただきましてありがとうございます。

B型肝炎の事案ですが、非常に難しい問題だとは思いますが、B型肝炎は感染症の分類でいうと5類になりますよね。新型コロナウイルスと同じ部類になります。障害者差別解消法は正当な理由があるかないのかということがポイントになります。感染症を理由に一律にできないというのは、対応としては厳しいのではないかと思います。

あと、幼稚園の事案につきましても、遠足の参加について、園は水分が取れない園児の熱中症のリスクを心配して、夕方からの参加を提案したということですが、それが伝わっていないということは、その説明が、きちんとされてないということなのだろうと思います。十分に説明をし、理解を得るところまでやるのが法の趣旨ですので、その点についても園の対応としては問題があるように感じました。

以上、少し気になった点をお伝えさせていただきましたが、相談対応としてはきちんといただいていると感じたところです。

また引き続き、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

藤井部会長：

ありがとうございました。

それでは本日予定されている議事につきましてはすべて終了いたしましたので、事務局へお返ししたいと思います。

大北企画調整課長：

企画調整担当課長の北でございませう。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたり熱心なご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

担当部局としまして、来年度以降も引き続き頑張って参りますので、よろしくお願いいたしませう。

本日、ご審議いただきました内容と、令和6年10月に会開催しました第1回部会でご審議いただきました内容と合わせまして、3月25日に開催されます大阪市障がい者施策推進協議会へ報告して参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいた

します。

委員の皆様におかれましては、また次回以降も、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

司会：

それではこれもちまして、令和6年度第2回大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会を閉会させていただきます。

皆様本日は誠にありがとうございました。